

奈良県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十号

奈良県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

奈良県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年三月奈良県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年十二月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。